

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成 1 4 年佐賀県条例 4 8 号				
不利益処分の種類	事故時の応急措置命令	根拠条項	第 4 0 条第 3 項				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙が大気中に多量に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときで、ばい煙の排出防止のための応急措置が講じられていないと認めるとき</li> <li>・ 有害物質又は油を含む水が、当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共用水域に排出され、又は地下浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときで、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急措置が講じられていないと認めるとき</li> </ul> <p>に処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>応急措置を講ずべきことを命ずる。命令に係る内容については、個々の事例に応じて定める。</p>						
対応区分	1 弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次 NO	
	2 聴聞の実施						